

議案第3号

加西市コンプライアンス条例の制定について

加西市コンプライアンス条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年3月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市コンプライアンス条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政運営の透明性を高めるとともに、公正かつ民主的な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員の者をいう。
- (2) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び訓令をいう。
- (4) 特定要求行為 次に掲げるものをいう。

ア 市が行う許可又は認可、契約、職員の採用、人事異動等に関し、特定の者に対して有利又は不利益な取り扱いを求めること。

イ 職務上特定の者に対し、義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

ウ 執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう求めること。

エ 職務上知り得た情報を漏えいさせようとする事。

オ 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を求めること。

カ 法令により与えられた権限の行使にあたり、公正中立な執行を妨げる事。

- (5) 不当要求行為 特定要求行為のうち、暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うものの及び次に掲げるものをいう。

ア 正当な理由がなく面会を強要する行為

イ 粗野又は乱暴な言動により、職員に恐怖心を抱かせる行為

ウ 正当な権利行為を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求する行為又は金銭を不当に要求する行為

エ 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対して有利又は不利な取り扱い等、不公平な扱いをしてはならず、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを意識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、不当な要求等に対してはこれを拒否する等、毅然として対応しなければならない。また、特定要求行為又は不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）を受けたときは、所属長に報告しなければならない。

4 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理するとともに、漏えいしないよう細心の注意をもって取り扱わなければならない。

5 管理監督の立場にある職員は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(市長等の責務)

第4条 市長及び他の任命権者（以下「市長等」という。）は、法令遵守の推進及び倫理の保持のため、職員に対する研修を実施するとともに市政の適正な運営を妨げる行為に適切な対応ができる体制の整備等、この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職員に対し、公正な職務の遂行を損なう恐れのある行為をしてはならない。

(委員会の設置)

第6条 不当要求行為等への組織的かつ適切な対応を図るため、加西市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第7条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、第8条に規定する所属長からの特定要求行為に関する報告があった場合において、必要があると認めるときは、直ちに委員会を開催し、当該特定要求行為に関する対応方針及び事後措置について検討しなければならない。

2 委員長は、第12条において準用する第8条に規定する所属長からの不当要求行為に関する報告があった場合は、直ちに委員会を開催し、当該不当要求行為に関する対応方針及

び事後措置について検討しなければならない。

3 委員会の掌握事務は、前2項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整

(2) 不当要求行為等の防止及び対策に係る関係機関との協議

(3) 法令遵守体制の整備に関し、調査及び研究するとともに、必要に応じ市長に意見を述べること。

(4) その他委員会が必要と認める事項

(特定要求行為の記録及び報告)

第8条 職員は、特定要求行為があったときは、規則で定めるところにより、速やかにこれを記録し、所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、対応方針を協議するとともに、特定要求行為の概要及び協議結果を委員長に報告するものとする。

(特定要求行為の対応措置)

第9条 所属長は、対応方針が決定されたときは、特定要求行為を行った者に当該対応方針を回答するとともに、対応結果を記録し、委員長に報告するものとする。

2 委員長は、特に重要な案件については市長に報告するものとする。

(職員への配慮)

第10条 市長等は、職員がその正当な職務行為に起因して、特定要求行為を行った者から不当な権利の侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務執行を確保するため、必要な援助、保護等の措置を講じるものとする。

(不当要求行為への準用)

第11条 第8条及び前条の規定は、不当要求行為について準用する。

(不当要求行為の対応措置)

第12条 所属長は、職員が不当要求行為を受けたときは、当該不当要求行為の対象となった職員及び関係職員と連携してその対応に当たるものとする。

2 所属長は、委員会において対応方針が決定されたときは、不当要求行為の対象となった職員及び関係職員と連携し、当該対応方針に基づき必要な措置を講じるとともに、対応結果を記録し、委員長に報告し、委員長は市長に報告するものとする。

3 所属長は、前2項の場合において、職員その他の者に急迫した危険があると認めるときは、直ちに警察への通報その他必要な措置を講じるものとする。

(警告等)

第13条 市長は、前条第2項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、不当要求行為を行った者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

(処理状況の公表)

第14条 市長は、不当要求行為等の件数、主な内容、市の対応等について、毎年度公表するものとする。

2 市長は、個別の事案について、必要があると認めるときは公表することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(審議資料)

職員の法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政運営の透明性を高めるとともに、公正かつ民主的な職務の遂行を確保し、信頼される市政を確立することを目的とし、本条例を制定しようとするもの。

【概要】

公正な職務遂行に関する職員の倫理及び責務の明確化と、特定要求行為、不当要求行為に対応するための委員会の設置、対応措置等について定める。

特定要求行為とは

- ①許可、契約、職員採用等に関し、特定の者に有利又は不利な取り扱いを求めること。
- ②特定の者に対し、義務のないことを行わせ又は権利の行使を妨げること。
- ③執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう求めること。
- ④職務上知り得た情報を漏えいさせようとする事。
- ⑤公務員としての職務上の倫理に反する行為を求めること。
- ⑥法令の権限行使にあたり、公正中立な執行を妨げること。

不当要求行為とは

- ①特定要求行為のうち、暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うもの。
- ②正当な理由がなく面会を強要する行為
- ③粗野又は乱暴な言動により、職員に恐怖心を抱かせる行為
- ④正当な権利行為を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求する行為又は金銭を不当に要求する行為
- ⑤前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為